

栗東市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）の概要について

環境経済部 環境政策課

1. 趣 旨

現在の栗東市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は平成26年3月に策定され、計画期間を平成26年度より10年を見込み、令和5年度末で計画期間の終了を迎えます。この間、容器包装リサイクル法の改正や、新たにプラスチックに係る資源循環の促進に関する法律の施行等の法整備を国が進め、本市においても、本計画の上位計画である栗東総合計画や関連計画の環境基本計画等の改定等を行っています。また、一般廃棄物処理施設である環境センターの施設更新が検討され、新たな施設整備に向けての取組が進められています。

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づき、これまでの一般廃棄物処理の実績を踏まえつつ、栗東市内で発生する一般廃棄物（ごみ）についての今後の発生量を的確に把握・予測し、排出抑制及び再資源化に向けた方策を検討するとともに、分別して収集するものとする一般廃棄物の種類を定めた中で、施設整備等の方向性について検討することにより、環境負荷の少ない循環型社会の構築並びに廃棄物の適正な処理・処分のあり方をまとめることを目的として、策定するものです。

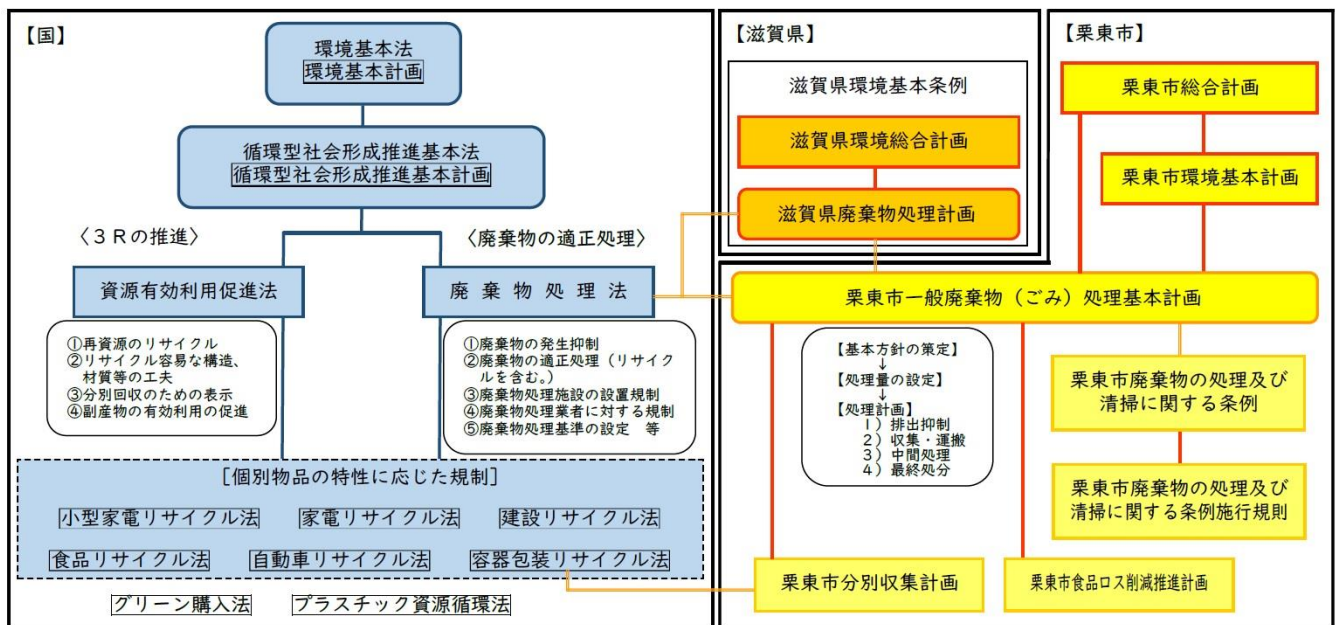
2. 計画の名称

「栗東市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」

（計画期間：令和6年度～令和15年度）

3. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、廃棄物処理法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うために策定するごみの排出抑制・中間処理・最終処分に関する長期的な総合計画です。



4. 計画の基本方針

現計画の基本方針を継承します。

廃棄物循環型社会の形成を目指し、

「さらなるごみの減量化（リデュース、リユース、リフューズ）の促進」

「さらなる資源化（リサイクル）の促進」

「不法処理の監視の強化」

「未利用資源の利用の推進」

5. 計画内容・主な変更点等

- ・計画内容も基本方針と同様に現計画を継承し、各章について時点修正を行っています。
 - 第1章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目的及び位置づけ
 - 第2章 地域の特性
 - 第3章 ごみ処理の現状
 - 第4章 計画条件
 - 第5章 基本計画
- ・本計画内容において、重要となる家庭ごみの収集・運搬については、家庭系ごみについては、現行の通り、市内を3区域に分け、収集区域ごとにごみの種類別に収集曜日を定め、ステーション方式によるごみの収集を行います。事業系ごみの処理は、収集運搬業者への委託又は事業者自身の持ち込みによって行います。
- ・ごみ分別に関しては、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、現在、多くの自治体が、本市のごみ分別18品目の1つである「その他プラスチック」の分別の検討を迫られていますが、本市では既に平成13年より先進的にプラスチックごみを資源ごみとして分別しており、法施行に伴う分別方法の見直しの必要はありません。
- ・びんの分別に関しては、びんの分別を現在の4色から青緑と黒を集約した、白・茶・青緑黒の3色分別への変更を行います。なお、びんの分別方法の変更は、引き渡し先との契約関係や中間処理施設の体制、市民周知等の準備期間が必要なため、令和7年度からの開始とします。
- ・本市のごみの中間処理施設である栗東市環境センターは、平成15年3月の稼働後20年が経過しており、老朽化が進んでいます。新たな中間処理施設については、令和3年9月に策定した「ごみ処理施設整備基本計画」に基づき整備計画が進められています。新施設の整備状況に伴い、計画内容とごみ処理の方法等について整合が図られなくなる場合には、計画期間の途中で時点修正や改定を行います。

6. 計画・びんの分別方法の周知等

- ・計画概要版を作成し、各自治会の生活環境保全推進員やごみ減量化やリサイクルに取り組む市民団体に周知します。
- ・市広報及びホームページのほか、チラシの自治会回覧等による周知を行います。
- ・本計画を踏まえ、ごみの減量化や資源化の取組を啓発する内容で、ごみの分別ガイドブックを作成し、各戸配布を行います。（改訂版 令和7年～）
- ・家庭での可燃ごみ（生ごみ）の減量化にもつながる、生ごみ減量化推進補助金制度を周知します。